

認定こども園を利用しているみなさまへ

3～5歳の保育料や預かり保育料（※②参照）が無償化されます

幼稚園部分の利用者

- ①満3歳児～5歳児クラス
→保育料が無償（※手続き不要）
✓ 制服代・給食費・通園バス代・施設維持費などの実費負担は対象外
- ②3歳児～5歳児クラス
→保育要件に該当し、預かり保育を利用している場合は、月額11,300円まで無償
✓ 上限額は利用日数に応じて変動（450円×利用日数）
✓ 満3歳児の預かり保育は、市民税非課税世帯のみが無償となります。



保育園部分の利用者

- ③3歳児～5歳児クラス
→保育料が無償（※手続き不要）
✓ 制服代・延長保育料・施設維持費などの実費負担は対象外
- ④0歳児～2歳児クラス
→市民税非課税世帯のみ保育料が無償（※手続き不要）
✓ 延長保育料・施設維持費などの実費負担は対象外
✓ 給食費はこれまで通り保育料に含まれます。

②に該当される方（※①・③・④の方は申請書の提出は不要です）

無償化の対象となるためには、預かり保育の利用開始前までに、施設等利用給付認定申請書＋保育要件の確認書類（就労証明書など）を佐倉市子育て支援課に提出してください（郵送可）。

● 3～5歳児クラスの子の給食費の支払免除について

次のどちらかに該当する場合は、給食費の支払いが免除になります。（上限額あり）

- ・ 年収360万円未満世帯相当の子
- ・ 第3子以降の子

※免除の対象世帯には、市役所から通知されるため手続きは不要です。

ご不明な点は、以下までお問い合わせください。

無償化認定等に関すること	こども保育課	043-484-6245
費用の請求等に関すること	こども政策課	043-484-6139